

柔道整復師(整骨院・接骨院)の正しいかかり方

柔道整復師施術(整骨院・接骨院)は、国民健康保険が適用される場合と適用されない場合があります。施術を受ける前に確認し、正しく施術を受けましょう。

保険証が使える場合

- 外傷性のねんざ・打撲
- 医師の同意のある場合の骨折や脱臼の施術
- 応急処置で行う骨折、脱臼の施術(応急手当後の施術には医師の同意が必要)

保険証が使えない場合

- 日常生活における疲労や肩こり、腰痛、体調不良など
 - 病氣(リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)によるこりや痛み
 - 脳疾患後遺症などの慢性病
 - 症状が完治した後のマッサージ代わりの利用
 - スポーツなどによる肉体的疲労改善のための施術
 - 交通事故や業務上の負傷(労災保険の適用)など
- 施術を受けるときの注意
- 負傷原因を正確に伝える

外傷性の負傷でない場合は保険適用になりません。また、仕事上の負傷など労働災害に該当する場合は労災保険からの給付となります。

■ 病院での治療との重複不可
同一の負傷について病院における治療と柔道整復師施術を同時に受けることはできません。

■ 柔道整復施術費支給申請書の内容をよく確認する

施術を受けたときに署名する申請書には、負傷原因・負傷名・回数・金額などが記載されています。内容をよく確認し、自署(サイン)してください。

◎ 問合せ 市民課保険係 ☎ 128

税金



市民税・都民税納税通知書の送付

平成25年度の納税通知書を6月上旬に送付します。

市民税・都民税(住民税)は、毎年1月1日現在に居住する市町村に、前年の所得をもとに算出された税額を年4回に分けて収めていただく税

金です。納税通知書の内容を確認し、期限内の納付をお願いします(年金からの特別徴収の方は、年6回に分けて年金から引き落とされます)。

納税は、納税通知書の裏面に記載されている金融機関およびコンビニエンスストア、市役所1階会計課窓口を利用してください。

注意

1期あたり30万円を超える税額の納付書や、コンビニエンスストア用のバーコードが記載されていない納付書では、コンビニエンスストアで納付することができません。金融機関または市役所1階会計課窓口で納付してください。

今年度の主な変更点

生命保険料控除を見直し、新たに介護医療保険料が追加されました。

※羽村市を含む西多摩地区では、住民税の特別徴収(給与からの引き落とし)を推進しています。普通徴収(本人納付)から特別徴収に変更となっている場合があります。確認してください。

◎ 問合せ 課税課市民税係 ☎ 164

子育て



児童手当・児童育成手当 現況届の提出

児童手当・児童育成手当の受給者は、「現況届」を提出しなければなりません。提出していないと、6月以降の手当が受けられなくなります。対象となる方に、6月10日(月)までに届出用紙を送付します。次の期間に提出してください。郵送でも受け付けます。

▼ 受付期間 6月11日(火)～21日(金)午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)

※ 6月15日(土)・16日(日)も受け付けます(午前11時45分～午後1時を除く)。

※ 6月19日(水)は午後8時まで受け付けます。

◎ 提出先・問合せ 子育て支援課支援係 ☎ 237

児童手当・児童育成手当を支給します

6月は、6月期分(2～5月分)の児童手当・児童育成手当の支払い月です。6月14日(金)に指定の口座へ

振り込みます。確認してください。

◎ 提出先・問合せ 子育て支援課支援係 ☎ 237

文化・教育



就学相談の利用

心身に障害があると思われるお子さんの入学や進路などについて、相談を受け付けています。

就学先の様子を知りたい場合は、見学や体験入学をすることが出来ます。気軽に相談してください。電話での相談も受け付けています。

▼ 相談日時 午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く) / 対象 □ 心身の障害などにより、現在小・中学校の生活について悩みのある方

□ 来年度から、市立小・中学校の特別支援学級および都立特別支援学校への入学や進学を希望する方

◎ 問合せ 教育支援課特別支援教育係 ☎ 373

健康



肝炎ウイルス検診

▼期間 6月1日(土)～10月31日(木)／対象 ①過去に肝炎ウイルス検査を受けたことのない今年度40歳以上になる市民 ②今年度の特定健診の結果、肝機能数値に異常のあった市民／費用 無料／検査方法 血液検査によるB型・C型肝炎検査／受診方法 健康保険証を持参し、直接実施医療機関へ

※対象でない方も、保健所で検診を受けることができる場合があります。詳しくは、問い合わせてください。

①問合せ 西多摩保健所 ☎0428-22-6141／保健センター ☎555-1111 (内)623

成人歯科健診

▼期間 6月1日(土)～7月31日(水)／対象 平成25年6月1日現在40～64歳の市民／費用 無料／内容 問診、現存歯・義歯の状況、口腔衛生・歯周病の

状況など／受診方法 市内歯科健診実施医療機関で事前予約し受診

※65歳以上の方の歯科健診は、9・10月に行います。※現在、歯の治療中の方は受診できません。

※実施医療機関について詳しくは、市ホームページをご覧ください。

①問合せ 保健センター ☎55-1111 (内)623



高齢者肺炎球菌予防接種費用を助成します

6月5日(水)から受付開始

肺炎球菌予防接種に要する費用の一部を助成します。希望する方は、申し込んでください。

▼対象 市内に住所を有し、過去5年以内に肺炎球菌予防

接種を受けたことがない方のうち、次の①または②に該当する方

①接種当日65歳以上の方

②接種当日60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、身体障害者手帳1級を持つている方(手帳を医療機関に提示してください。)

助成額 4000円(指定医療機関の定める接種費用から4000円を差し引いた額を医療機関へ支払ってください)

※生活保護受給者および中国残留邦人等支援給付受給者の方は全額免除となります。生活保護受給証明書または支援給付受給証明書を医療機関へ提出してください。

申込期間 6月5日(水)から

※郵送の場合は当日消印有効

申込方法 次のいずれかの方法で申し込んでください。

①保健センターで申込用紙に記入(土・日曜日、祝日を除く)

②はがきに必要事項を記入し、保健センターへ送付(申込

用紙をはがきに貼付すると便利です。)

※申込用紙は保健センター・市役所1階案内・各市役所連絡所で配布するほか、市ホームページからダウンロードすることができます。

※申込者には順次、受診の可否について通知します。助成決定者には、受診券などの書類を同封します。

■はがきの記入方法

<表面>	<裏面>
〒205-0003 羽村市緑ヶ丘5-5-2 羽村市保健センター 肺炎球菌予防接種 担当 行	<ul style="list-style-type: none"> ■住所 ■氏名(フリガナ) ■生年月日 ■電話番号(日中連絡可能な番号) ■過去の肺炎球菌予防接種の有無 ※有の場合は、接種年月日を記入

定員 1000人(先着順)

／接種場所 市内指定医療機関

／接種期間 6月17日(月)～平成26年3月31日(月)

※指定医療機関以外、接種期間外に接種をした場合は、全額自己負担となります。

①問合せ 保健センター ☎55-1111 (内)623

有料広告

寝台車のお手配から ご葬儀まで
真心を込めてお手伝い致します。

ラメント富士見は、羽村市や市内の金融機関等により設立された会社で、羽村市から富士見斎場の管理を受託しています。富士見斎場での仏式祭壇、マイクロバスでの送迎はともに無料でご利用いただけます。安心してご依頼ください。

ご葬儀のご用命は
ラメント富士見 ☎042-555-6269
http://www.conamore.co.jp/ramento/ 年中無休 24時間受付
羽村市富士見斎場と同じ番号です。

医療法人社団天陽会
柳田医院 内科 小児科・特定健診
日本糖尿病学会 糖尿病専門医

羽村市羽中 2-11-53 ※羽村市中央館近く

○診療時間 午前 8:30～12:30 午後 15:00～19:00 ※土曜日は～13:00
○休診日 日曜日・祝日

☎042-555-1800

●友の会あります● 羽村 糖尿 検索

駐車場 ゆとりの 20台